

特定建築物の外壁タイル等の全面打診等調査について

タイル等の外壁の仕上げの劣化状況等の確認については、手の届く範囲の打診調査や目視調査が定められています(※)が、平成20年4月1日の「定期報告制度」の改正により、10年毎に外壁の全面打診等調査が義務化(猶予期間後の平成23年4月1日より完全義務化)となりました。

※ 定期調査により手の届く範囲の打診調査等により異常があった場合は、全面打診等調査により確認が必要です。

また、竣工後、外壁改修後、若しくは全面打診等調査(対象部分)実施後において、原則10年以内に全面打診等調査を実施していない場合は、次の対象となる外壁仕上げ部分の全面打診等調査が必要です。ただし、3年以内の定期報告までに外壁改修等が行われることが確実である場合を除きます。

(対象となる外壁の仕上げの種類)

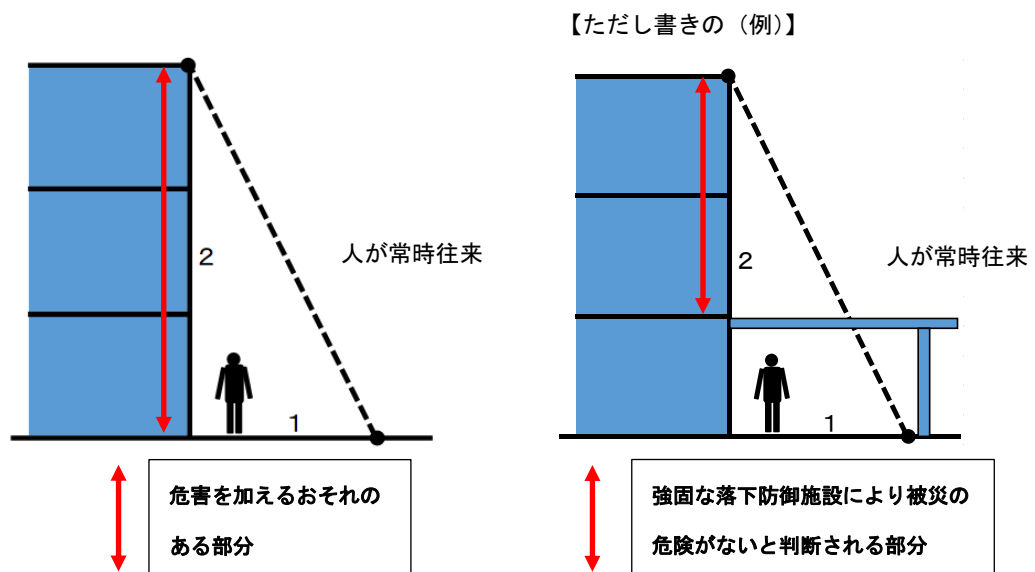
・タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)、モルタル等。

(対象となる部分)

・落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分。

→ 当該壁面の全面かつ当該壁の高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定又は多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有する壁面をいう。

ただし、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設(屋根、ひさし等)が設置され、又は植え込み等により影響角が完全に遮られ、被災の危険がないと判断される部分を除く。



(全面打診等の調査方法)

・テストハンマーによる全面打診調査、もしくは赤外線調査による全面調査等。